

京田辺市告示第397号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、京田辺市が発注する物品の購入、役務の提供等（以下「物品・役務等」という。）に係る令和8・9年度の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に追加で参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請時期、方法等について次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項の規定により告示する。

令和7年10月17日

京田辺市長 上村 崇

物品・役務等に係る競争入札参加資格及びその資格審査の申請時期、方法等について

（競争入札に追加で参加することができる者）

第1条 物品・役務等の請負等の契約に係る競争入札に追加で参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者であって、この告示の規定により競争入札の参加資格の追加審査（以下「審査」という。）を受け、物品・役務等競争入札参加資格者名簿に追加登載（以下「登録」という。）されたものとする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- （2）京田辺市税又は消費税若しくは地方消費税を滞納している者
- （3）営業開始日より2年を経過しない者
- （4）営業の開始に関し、官公庁の許可若しくは認可を得ていない者又は業務上必要とする届出等を行っていない者
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団のほか、

次のアからウまでのいずれかに該当する者

- ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- イ 暴力団員等（京田辺市暴力団排除条例（平成25年京田辺市条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）
- ウ 暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（申請期間等）

第2条 審査を受けようとする者は、次項で定める申請期間内に電子申請又は書面申請により市長に申請しなければならない。ただし、競争入札に参加させる者がないとき、競争入札に参加させる者の数が必要数に満たない場合等において、市長が別に申請を求めたときは、この限りでない。

2 申請期間及び申請方法は、次の表のとおりとする。

（1）申請期間

令和7年11月4日（火）から

令和7年12月5日（金）まで

（2）申請方法

ア. 電子申請

申請方法	京田辺市役所ホームページの「事業者の方へ」から「入札参加資格審査電子申請システム」にアクセスして申請してください。
------	---

イ. 書面申請（郵送）

申請方法	申請書類を封入の上、以下の提出先まで郵送してください。 〔提出先〕京田辺市役所 総務部 管財課 〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地
注意事項	受付後に受領書又は不備書類明細書を送付しますので、宛名を記入して必要料金分の切手を貼った返信用定形封筒を同封してください（封筒がない場合は、受領書を送付しません。）。 <u>封筒に「物品・役務等入札参加資格申請書在中」と朱書きしてください。</u>

	郵便物の不着等による責任は、一切負いません。 郵便料金不足の書類は、受付できません。
--	---

3 申請の受付は、電子申請又は書面申請（郵送）により提出されたものについてのみ行うものとする。

（申請に必要な書類）

第3条 申請は、次に掲げる書類のうち、該当する書類を添付しなければならない。ただし、電子申請においては入力フォームで指定したものとする。

（1）物品・役務等競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）

（2）委任状（別記様式第2号）

（3）使用印鑑届（別記様式第3号）

（4）経営規模等に関する調書（別記様式第4号）

（5）誓約書（別記様式第5号）

（6）物品・役務等競争入札参加資格登録カード（別記様式第6号）

（7）代表者の印鑑証明書

（8）商業登記簿謄本（法人のみ）

又は代表者の後見等証明書（個人事業主のみ）

（9）京田辺市納税証明書

（10）消費税等納税証明書

（11）営業上の許可等を証する書類

（審査）

第4条 審査は、次に掲げる審査項目のうち、該当する項目について行うものとする。

（1）年間取引額又は製造・販売の実績

（2）経営規模

（3）営業年数

（4）不誠実な行為の有無、信用状況等

（5）その他市長が必要と認めた事項

（競争入札参加資格認定及び登録）

第5条 市長は、審査により競争入札の参加資格を有する者と認めたときは、登録するとともに、これを公表するものとする。

(競争入札参加資格の有効期間)

第6条 競争入札の参加資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(記載事項の変更)

第7条 申請をした者は、次に定める事項に変更が生じたときは、直ちに物品・役務等競争入札参加資格記載事項変更届（別記様式第7号）に変更事項を記入し、当該変更事項を証明できる書面を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、電子申請においては入力フォームにより提出するものとする。

- (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者
 - (3) 所在地
 - (4) 受任者
 - (5) 印鑑
 - (6) 電話番号、FAX番号又はメールアドレス
 - (7) 許可・登録等
- (登録の取消し)

第8条 市長は、登録された者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したと

き。

- (7) 申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載したとき。
- (8) 第1条第1号、第4号又は第5号の規定に該当することとなったとき。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。